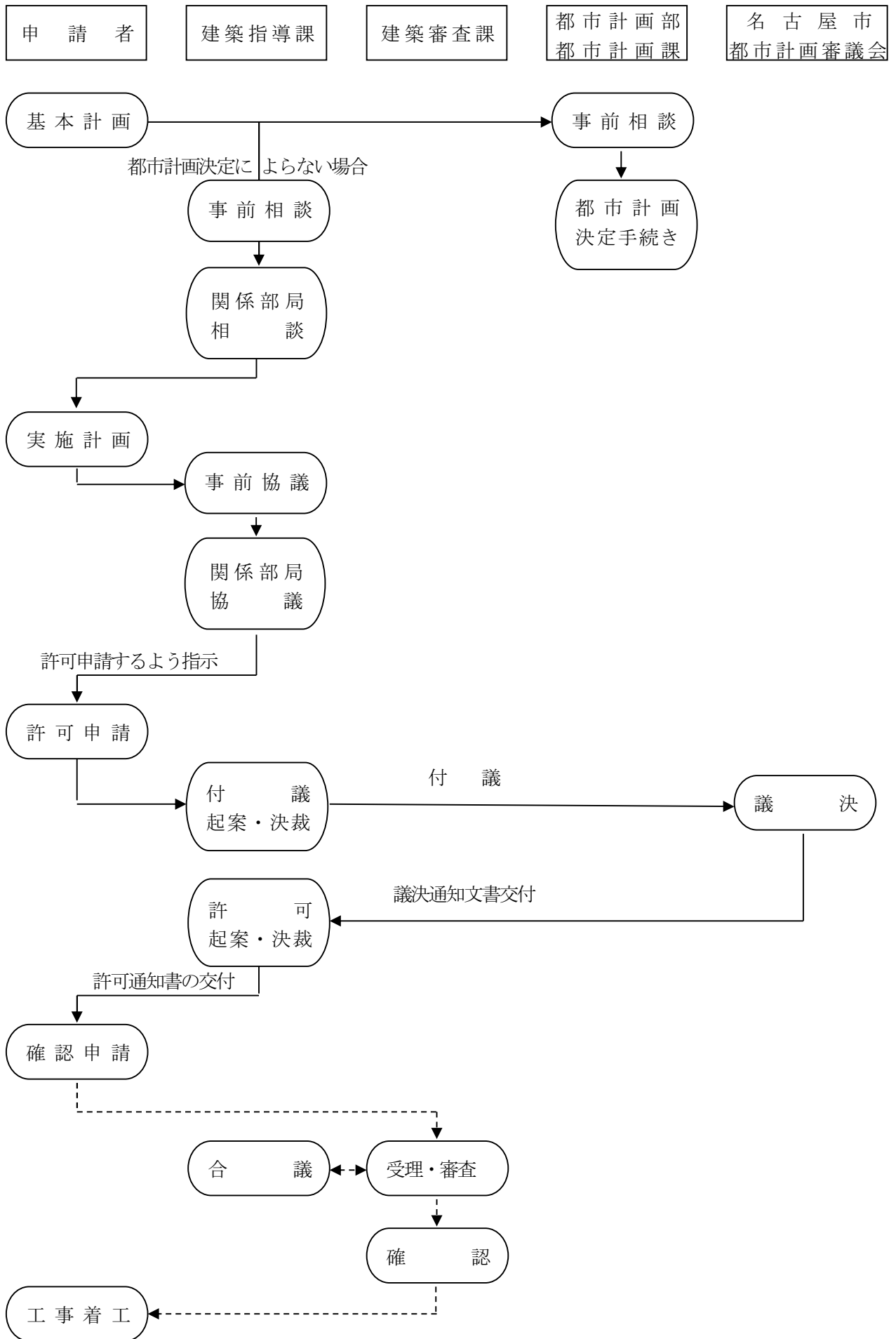


建築基準法第 51 条ただし書許可申請手続要領

令和 3 年 1 月

1. 許可手続フロー図



2. 手続スケジュール

以下のスケジュールは目安ですので、協議の進捗等によっては下表と異なる場合もあります。

| 時期 | 内容 | 申請者作業 | 提出書類 | 備考 |
|--------------------|-----------------|---|---|---------------------------------------|
| | 事前相談 | 関係部局との相談※ | <ul style="list-style-type: none"> 案内図 事業内容・搬出入経路がわかるような書類（書式は任意） | 市で協議した上、協議を進められると判断したのについて事前協議を受付けます。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 生活環境影響評価調査（大気環境対策課等と協議の上） 交通量調査（所轄警察署等と協議の上） 事前協議資料作成 | | |
| 都計審 3ヶ月前 までに | 事前協議 | 近隣等説明 | <ul style="list-style-type: none"> 事前協議資料* (6部) 説明状況報告書* (2部) | 事前協議資料の修正が終わった段階で所轄警察署、近隣等への説明を指示します。 |
| | 県警協議 | | <ul style="list-style-type: none"> 交通計画検討書 (10部) | |
| 都計審 2ヶ月前 までに | 許可申請 | 都計審 Q&A 作成 | <ul style="list-style-type: none"> 許可申請書等* 図面・写真等の電子データ* | 廃掃法 15 条の許可申請は 51 条許可申請と同時としてください。 |
| | 都市計画審議会 | | | 原則年 3 回 (7~8 月頃、10~11 月頃、1~2 月頃) 開催予定 |
| 都計審後 約 2 週間 | 許可 (許可通知書発行) | | | |

注) * 印のついている書類は、「3. 提出書類」で説明があります。

※ 関係部局との相談・・・相談先は以下のとおりです。

<すべての供給処理施設>

- ・都市計画部都市計画課、交通企画課
- ・環境局地域環境対策部大気環境対策課、地域環境対策課(水質地盤係)
- ・消防局予防部規制課

<個別供給処理施設>

| (供給処理施設) | (関係部局) |
|--|--------------------------------|
| 卸売市場 | 市民経済局市民生活部消費流通課 |
| 火葬場 | 健康福祉局健康部環境薬務課 |
| と畜場 | 健康福祉局健康部食品衛生課 |
| 汚物処理場、ごみ焼却場 | 環境局事業部廃棄物指導課 |
| 政令で定める処理施設（産業廃棄物） | 環境局事業部廃棄物指導課 |
| 政令で定める処理施設（一般廃棄物） | 環境局事業部廃棄物指導課 環境局ごみ減量部資源化推進室 |
| 名古屋市及び愛知県環境影響評価条例、環境影響評価法に該当する廃棄物処理施設、下水道終末処理場 | 環境局地域環境対策部地域環境対策課(環境影響評価係) |

3. 提出書類

● 事前協議資料

【提出時期】 事前協議開始時（都計審 3 ヶ月前）

【提出部数】 6 部

【体裁】 A4 版（A3 版は Z 折。以下同じ。）、左綴じ

【表紙】 許可の協議票（様式第 1 号）

【添付資料】

- ・ 陳述書 案
- ・ 事業計画書（様式第 2 号。項目ごとに指示する図書を添付。）

● 説明状況報告書

【提出時期】 事前協議中

【提出部数】 2 部

【体裁】 A4 版、左綴じ

【表紙】 特になし

【添付資料】

- ・ 説明範囲（敷地境界線から 30m 以内にある土地・建物の所有者及び居住者、搬出入道路沿線の町内会等の地元組織の代表者）を示した図面
- ・ 個別説明の報告書（様式第 3 号）
- ・ その他説明に関する報告書

● 許可申請書等

【提出時期】 事前協議後、建築指導課から指示があったとき（都計審 2 ヶ月前）

【提出部数】 許可申請書（正・副）各 1 部、防火対象物工事計画届 1 部

【体裁】 A4 版、左綴じ、正本にはインデックスを付けてください。

【表紙】 許可申請書・・・許可申請書（建築物）（建築基準法施行規則第 43 号様式）

防火対象物工事計画届・・・防火対象物工事計画届（名古屋市消防法等施行細則第 7 様式）

【添付図書】

許可申請書・・・陳述書、事業計画書、説明状況報告書

防火対象物工事計画届・・・許可申請書（添付図書含む）の写し

注）許可申請書受付時に、申請手数料（16 万円）を納付（西庁舎 1 階の銀行で振込み）していただきます。

● 図面・写真等の電子データ

図面の電子データ：総括図、付近状況図、配置図（JPEG 又は Word 形式）

写真の電子データ：敷地周囲の写真、交通計画検討書で用いた写真（JPEG 形式）

その他、指示する資料の電子データ

4. 様式

提出書類に用いる様式は、以下のものを使用してください。

- ・ 許可の協議票（様式第 1 号）
- ・ 陳述書（記入例）
- ・ 事業計画書（様式第 2 号）
- ・ 説明状況報告書（様式第 3 号）
- ・ 許可申請書（建築基準法施行規則第 43 号様式）
- ・ 防火対象物工事計画届（名古屋市消防法等施行細則第 7 様式）

(様式第1号)

許可の協議票

| | |
|------|--|
| 受付日 | |
| 協議期限 | |

| | | | | | | |
|--------|--|---|-----|--|----|--|
| 申請者記入欄 | 申請者 | | | | | |
| | 申請敷地 | | | | | |
| | 建築物名称 | | | | | |
| | 許可申請事項 (具体的に) | | | | | |
| | 提出図書 (該当に○) | 総括図、付近状況図、配置図、平面図、立面図、断面図、日影図 設備図、交通計画検討書、アセス、写真、その他 () | | | | |
| | 連絡先 | 会社名 | 担当者 | | | |
| | 電話 | *直接連絡のとれる方の連絡先をご記入ください | | | | |
| 担当者記入欄 | 調査・検討 立地条件 法的要件 関係機関・手続 類似事例など | | | | | |
| | 説明状況報告 | | | | | |
| | 協議・指導 | | | | | |
| | 関係局意見 | | | | | |
| | 担当者意見 | | | | | |
| 協議結果 | | | | | | |
| 供覧 | 課長 | | 係長 | | 係員 | |

(例)
陳 述 書

年 月 日

(あて先)
名 古 屋 市 長

住所 名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地
申請者 株式会社〇〇〇〇〇〇
氏名 代表取締役

1. 申請趣旨……**陳述の趣旨をわかりやすく書いてください。**

例) 名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇他の敷地内に産業廃棄物処理施設（廃プラスチックの破砕）を設置したく、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可をお願いします。

2. 許可を必要とする理由……**本申請地に建設する施設の業務内容と 51 条許可を必要とする理由をわかりやすく書いてください。**

例) 本施設は、家電量販店から回収した家電製品（産業廃棄物）をリサイクル可能な資源に選別する施設で、選別過程において廃プラスチックを破砕し、その処理能力が 6 トンを超えることから廃棄物処理法上の産業廃棄物処理施設となり、建築基準法第 51 条の規定の対象施設となります。また処理能力が建築基準法施行令で定める規模を超えるため、同条ただし書の許可対象となり同許可の申請をする次第です。

3. 敷地面積、指定等……**敷地の位置、面積、用途地域、その他の指定（臨港地区、臨海部防災区域等）を書いてください。**

例) 申請地の地名地番 名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇の一部及び〇〇番
敷地面積 〇, 〇〇〇. 〇〇 m²
用途地域 工業専用地域
容積率／建ぺい率 200%/60%
その他指定 臨港地区（保安工区）、第 1 種臨海部防災区域

4. 申請敷地付近の状況……**申請地周辺の土地の利用状況、建物の用途などを具体的に記入してください。**

例) 申請地北側は、幅員 8m の市道〇〇〇〇線に面し、その北に(株)〇〇〇〇（供給施設）、東側は幅員 11.6m 市道〇〇〇〇線に面し、その東に〇〇〇〇(株)所有の空地、西側隣地には〇〇〇(株)（工場）、南側は幅員 15m の市道〇〇〇〇線に面し、その南に〇〇川があり、申請敷地周囲は供給処理施設や工場が集積した地域となっています。

5. 処理品目及び処理能力……**許可の対象となる処理品目、処理方法及び処理能力を記入してください。**

例) 廃プラスチック類の破砕 120.23 t / 日

6. 周辺環境への配慮……**敷地周囲の交通や環境に対する配慮、苦情等への対応について記入してください。**

例) 本施設の計画に当っては、所轄警察署の指導に基づき交通計画について検討したほか、生活環境影響調査を行い、周辺環境への影響が少ないことを確認しておりますが、近隣住民の皆様等から苦情等があった場合には、関係諸官庁にご指導を仰ぎ、誠意を持って対応いたします。

(様式第2号)

1. 事業計画

| | | |
|---------|--------------------------|------------|
| 事業者 | 会社名 | |
| | 住所 | |
| | 代表者 | |
| | 連絡先 | 電話 FAX |
| | 計画地住所 | 注) 地名地番で記入 |
| 処理施設の種類 | 例) 汚泥の乾燥施設、廃プラスチックの破碎施設 | |
| 処理品目 | | |
| 処理能力 | 1時間あたり 稼働時間 ∴1日あたり | |
| 処理予定量 | 1日あたり 年間稼働日数 ∴年間処理予定量 | |
| 処理方法 | | |
| 収集元・搬出先 | 収集元・収集業者 搬出先・搬出業者 | |
| 維持・管理体制 | | |

【添付書類】

- ・ 処理のフロー図
- ・ 維持管理計画書（維持管理責任者、連絡体制図、メンテナンス委託先、維持管理チェックシートなど）

3. 施設概要

| | | |
|-------|-------|---|
| 敷地面積 | | m ² 注) 小数点第3位を切捨て |
| 建築物概要 | 構造・階数 | 造 地上 階/地下 階 屋根の構造： 壁の構造： 床の構造： |
| | 建築面積 | m ² 注) 小数点第3位を切上げ (うち51条許可対象部分の面積 m ²) 建ぺい率： % |
| | 延べ面積 | m ² 注) 小数点第3位を切上げ (うち51条許可対象部分の面積 m ²) 容積率： % |
| | 最高高さ | m |
| 緑地 | | 面積： m ² 緑化率： % (≧20%) |

【添付資料】

- ・ 配置図（棟別の構造・階数・高さ・用途、出入口、駐車場、緑地、建物から境界線までの距離、通路、周囲の道路幅員等を記入）
- ・ 床面積求積図
- ・ 各階平面図
- ・ 立面図（東西南北の4面）、断面図（主要な2面以上）
- ・ 日影図（等時間日影図、日影規制対象地域のみ）
- ・ 敷地求積図
- ・ 緑地計画図（緑地部分、高木配置、樹種、緑地面積、緑化率を記入）
- ・ 緑地面積算定図
- ・ パース（指示したときのみ）

4. 処理施設等概要

| | |
|---------------|---|
| <p>処理施設概要</p> | <p>注) 設備名称、処理能力、設備の簡単な説明等を記入</p> |
| <p>保管施設概要</p> | <p>注) 保管物、保管施設の構造・大きさ（搬出入量・処理能力に対して十分なストックが可能であることのチェック）、位置等を記入</p> |

【添付資料】

- ・ 設備配置図（処理物の流れを矢印で表示）
- ・ 設備詳細図
- ・ 設備の処理能力がわかるパンフレット等

5. 搬出入計画

| | | | | |
|----------------|---|-----------|----------------------|--|
| <p>車両出入り予定</p> | <p>搬入車両（1日のべ）： トン車× 台 搬出車両（1日のべ）： トン車× 台 時間： 時～ 時 時間当り台数（最大）： 台/時間</p> | | | |
| <p>安全対策</p> | <p>例) 搬出入時に係員の誘導により十分安全を確保する。警告灯などを設置し安全に配慮する。</p> | | | |
| <p>駐車場計画</p> | <p>従業員数： 人（将来 人） 通勤手段：</p> | | | |
| | <p>種別</p> | <p>台数</p> | <p>面積</p> | <p>形態</p> |
| | <p>運搬車両用</p> | <p>台</p> | <p>m²</p> | <p>注) 大型・普通車用の 区別、屋外・屋内・ 機械式等の区別</p> |
| | <p>来客者用</p> | <p>台</p> | <p>m²</p> | <p>(同上)</p> |
| | <p>従業員用</p> | <p>台</p> | <p>m²</p> | <p>(同上)</p> |
| | <p>その他</p> | <p>台</p> | <p>m²</p> | <p>(同上)</p> |

【添付資料】

- ・ 交通計画検討書（所轄警察署等と協議。別紙参照。）

交通計画検討書の構成例

1 事業計画

1.1 事業計画の概要

- ・ 事業計画書の「1. 事業計画」の表を載せる。
- ・ 総括図の添付

1.2 事業予定地周辺の状況

- ・ 土地利用状況をまとめる。
- ・ 付近状況図の添付
- ・ 敷地周辺の写真（撮影位置図付）

1.3 施設の概要

- ・ 配置図、平面図、立面図の添付

2 搬出入経路の現況

2.1 経路の設定

- ・ 経路設定の理由をまとめる。
- ・ 経路図（主要幹線道路から敷地までのルート、搬入・搬出ルートを矢印で記入）の添付

2.2 経路の道路構造

- ・ 経路上の道路の断面図と交差点の平面図（歩道、路肩、車道、中央分離帯、官民境界、信号、横断歩道・停止線・右折矢印等の路面表示、寸法等を記入）
- ・ 道路の写真（撮影位置図付）

2.3 交通量の現況

- ・ 調査内容（調査日時、調査箇所（原則として、直近の交差点と敷地前面の道路）、調査項目等）
- ・ 調査結果（工場稼動時間帯とピーク時における交通量、交差点飽和度、混雑度を図示）

2.4 現況の分析

- ・ 調査結果についてのコメント

3 事業開始後の交通予測

3.1 搬出入車両の想定

- ・ 時間帯ごとの搬出／搬入車両の予定台数（車種記入）

3.2 交通予測

- ・ 予測結果（現況分析に想定車両を上乗せして交差点飽和度、混雑度を検討）

3.3 特定箇所の分析

- ・ 特に問題となりそうな場所がある場合には、その部分の検討

4 駐車場計画

4.1 駐車場台数の考え方

- ・ 従業員数、搬出入車両のスケジュールから何台分必要となるかを検討

4.2 駐車場計画

- ・ 駐車場計画図（寸法、転回スペース、従業員用・搬出入車両用の別等を記入）

5 資料

- ・ 交通量調査のデータ、交差点飽和度・混雑度の計算過程などを添付

6. 公害防止計画

| | |
|-------------|---|
| <p>計画概要</p> | <p>注) 生活環境影響調査の項目ごとに、予測の結果と対策・措置の概要を記入。</p> |
|-------------|---|

【添付書類】

- ・ 生活環境影響調査（調査項目等は大気環境対策課等と協議）

7. 将来計画

| | |
|------|--|
| 計画予定 | 注) 今回許可申請以後、増築、能力変更、処理内容の変更等の計画があれば記入。 |
|------|--|

【添付図書】

- ・ 将来計画に係る図面（配置図、平面図、立面図、断面図、設備図など）
- ・ 工程表

(様式第3号)

個別説明

| 関係者の 区別 | 住 氏 所 名 | 居住・ 所有の 区別 | 訪 問 月 日 | 面談 の 有無 | 要 望 事 項 | 回 答 内 容 |
|------------|------------|------------------|------------|---------------|---------|---------|
| 近隣 | | 居 住 | / | 有・無 | | |
| | | 所 有 | / | 有・無 | | |
| 近隣 | | 居 住 | / | 有・無 | | |
| | | 所 有 | / | 有・無 | | |
| 近隣 | | 居 住 | / | 有・無 | | |
| | | 所 有 | / | 有・無 | | |
| 近隣 | | 居 住 | / | 有・無 | | |
| | | 所 有 | / | 有・無 | | |
| 近隣 | | 居 住 | / | 有・無 | | |
| | | 所 有 | / | 有・無 | | |
| 近隣 | | 居 住 | / | 有・無 | | |
| | | 所 有 | / | 有・無 | | |
| 近隣 | | 居 住 | / | 有・無 | | |
| | | 所 有 | / | 有・無 | | |
| 近隣 | | 居 住 | / | 有・無 | | |
| | | 所 有 | / | 有・無 | | |
| 近隣 | | 居 住 | / | 有・無 | | |
| | | 所 有 | / | 有・無 | | |
| 近隣 | | 居 住 | / | 有・無 | | |
| | | 所 有 | / | 有・無 | | |
| 近隣 | | 居 住 | / | 有・無 | | |
| | | 所 有 | / | 有・無 | | |

許可申請書（建築物）
（第一面）

建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、
事実に相違ありません。

特定行政庁 名古屋市長 様

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】 -

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】 - -

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 (大臣・ 知事) 登録 第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

.....

【ニ. 郵便番号】 -

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】 - -

| | | | |
|-------|---------------------|---------------|---------------------------------|
| ※手数料欄 | | | |
| ※受付欄 | ※消防関係同意欄 | ※決裁欄 | ※許可番号欄 |
| 年 月 日 | | | 年 月 日 |
| 第 号 | | | 第 号 |
| 係員氏名 | | | 係員氏名 |
| ※公告欄 | ※公開による意見の 聴取の期日欄 | ※建築審査会 同意欄 | ※都道府県都市計画審議会又は 市町村都市計画審議会の議欄 |
| 年 月 日 | 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 第 号 | 第 号 | | 第 号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 | | 係員氏名 |

建築物及びその敷地に関する事項

| | |
|--|--------|
| 【1. 地名地番】 | |
| 【2. 住居表示】 | |
| 【3. 防火地域】 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし | |
| 【4. その他の区域、地域、地区又は街区】 | |
| 【5. 道路】 | |
| 【イ. 幅員】 |m |
| 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 |m |
| 【6. 敷地面積】 | |
| 【イ. 敷地面積】 (1) (.) (.) (.) (.) | |
| (2) (.) (.) (.) (.) | |
| 【ロ. 用途地域等】 (.) (.) (.) (.) | |
| 【ハ. 建築基準法第5 2条第1 項及び第2 項の規定による建築物の容積率】 | |
| (. %) (. %) (. %) (. %) | |
| 【ニ. 建築基準法第5 3条第1 項の規定による建築物の建蔽率】 | |
| (. %) (. %) (. %) (. %) | |
| 【ホ. 敷地面積の合計】 (1).....m ² | |
| (2).....m ² | |
| 【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 |% |
| 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 |% |
| 【フ. 備考】 | |
| 【7. 主要用途】 (区分) | |
| 【8. 工事種別】 | |
| <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 | |
| 【9. 建築面積】 (申請部分 m ²) (申請以外の部分m ²) (合計 m ²) | |
| 【イ. 建築面積】 (.) (.) (.) | |
| 【ロ. 建蔽率】 . % | |
| 【10. 延べ面積】 (申請部分 m ²) (申請以外の部分m ²) (合計 m ²) | |
| 【イ. 建築物全体】 (.) (.) (.) | |
| 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 (.) (.) (.) | |
| 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 (.) (.) (.) | |
| 【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (.) (.) (.) | |
| 【ホ. 自動車車庫等の部分】 (.) (.) (.) | |
| 【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 (.) (.) (.) | |
| 【ト. 蓄電池の設置部分】 (.) (.) (.) | |
| 【フ. 自家発電設備の設置部分】 (.) (.) (.) | |
| 【リ. 貯水槽の設置部分】 (.) (.) (.) | |
| 【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 (.) (.) (.) | |
| 【ル. 住宅の部分】 (.) (.) (.) | |
| 【エ. 老人ホーム等の部分】 (.) (.) (.) | |
| 【ワ. 延べ面積】 . m ² | |
| 【カ. 容積率】 . % | |

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

.....

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月】

年 月

【13. 工事完了予定年月】

年 月

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】m

【ロ. 最高の軒の高さ】m

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

| | (用途の区分) | (具体的な用途の名称) | (申請部分 m ²) | (申請以外の部分 m ²) | (合計 m ²) |
|------|---------|-------------|---------------------------|------------------------------|-------------------------|
| (階) | () | () | (.) | (.) | (.) |
| | () | () | (.) | (.) | (.) |
| | () | () | (.) | (.) | (.) |
| | () | () | (.) | (.) | (.) |
| (階) | () | () | (.) | (.) | (.) |
| | () | () | (.) | (.) | (.) |
| | () | () | (.) | (.) | (.) |
| | () | () | (.) | (.) | (.) |
| (階) | () | () | (.) | (.) | (.) |
| | () | () | (.) | (.) | (.) |
| | () | () | (.) | (.) | (.) |
| | () | () | (.) | (.) | (.) |
| (階) | () | () | (.) | (.) | (.) |
| | () | () | (.) | (.) | (.) |
| | () | () | (.) | (.) | (.) |
| | () | () | (.) | (.) | (.) |

【ロ. 用途別】

| (用途の区分) | (具体的な用途の名称) | (申請部分 m ²) | (申請以外の部分 m ²) | (合計 m ²) |
|---------|-------------|---------------------------|------------------------------|-------------------------|
| () | () | (.) | (.) | (.) |
| () | () | (.) | (.) | (.) |
| () | () | (.) | (.) | (.) |
| () | () | (.) | (.) | (.) |
| () | () | (.) | (.) | (.) |

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

防火対象物工事計画届

| | |
|---|--------------------------|
| 年 月 日 | |
| (あて先) 名古屋市 消防署長 届出者 住 所 氏 名 電 話 () | |
| 火災予防条例第66条の2の規定により、工事計画を届け出ます。 | |
| 建築主住所氏名 | 電話 () |
| 設計者住所氏名 | 電話 () |
| 工事施工者住所氏名 | 電話 () |
| 敷地の地名地番 | |
| 主要用途 | |
| 工事種別 | 新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・用途変更 |
| ※ 受付欄 | |
| ※ 経過欄 | |

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

| | | | | |
|---------------------|-----|---------|--|---------|
| 消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要 | 名 称 | | 設 置 階 (場 所) | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 防火対象物の階別概要 | 階 別 | 収 容 人 員 | 無 窓 階 | 危 険 物 等 |
| | 階 | 人 | <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | |
| | 階 | 人 | <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | |
| | 階 | 人 | <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | |
| | 階 | 人 | <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | |
| | 階 | 人 | <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | |
| | 階 | 人 | <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | |
| | 階 | 人 | <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | |
| | 階 | 人 | <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | |
| | 階 | 人 | <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | |
| | 階 | 人 | <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | |

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 法人の場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要及び防火対象物の階別概要を記入してください。
- 4 収容人員の欄は、消防法施行規則第1条の規定により算定した数値を記入してください。
- 5 無窓階の欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 6 危険物等の欄は、危険物、指定可燃物等又は核燃料物質等を貯蔵し、又は取り扱う場合に、当該物質の品名及び最大数量を記入してください。
- 7 建築基準法施行規則の規定による確認申請書の写しをこの届と併せて提出してください。
- 8 消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置する建築物の配置図、室内仕上げ表、各階平面図、消防用設備等又は特殊消防用設備等の関係図その他必要な図面をこの届と併せて提出してください。

5. 許可基準等

許可にあたっては、「建築基準法第51条ただし書許可基準（名古屋市）」によるほか、以下の通達等を参考とします。

- ・ 卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設の位置の決定について
（愛知県土木部長・建築部長名通達 S59.4.18 59都計第153号 59建指第165号）
- ・ 「卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設の位置の決定について」の運用について
（通知）
（愛知県都市計画課長・建築指導課長名事務連絡 S59.4.18）
- ・ 建築基準法第51条ただし書許可基準（愛知県）

建築基準法第 51 条ただし書許可基準

改正：平成 23 年 4 月 1 日

建築基準法（以下「法」という。）第 51 条ただし書による許可を行う際の判断基準については、昭和 59 年 4 月 18 日付け 59 都計第 153 号・59 建指第 165 号愛知県土木部長及び建築部長の連名通知（以下、「県部長通知」という。）のほか、原則として下記に掲げる事項によるものとする。ただし、県部長通知中下記 2 に相当する規定については、適用しない。

記

1 都市計画等との整合

国、県又は本市に法第 51 条に規定する建築物（以下「51 条建築物」という。）に関する計画又は指針等が定められているときには、これらに整合するものであること。

2 用途地域

処理施設の用途に供する建築物にあつては、工業系用途地域（準工業地域で特別工業地区が定められている場合を除く。）に位置すること。

3 搬出入道路

幅員 15m 以上の道路（以下「幹線道路」という。）からの搬出入道路（以下「搬出入道路」という。）は幅員 6m 以上であること。ただし、処理能力が著しく大きなもの及び敷地規模の大きなものの当該搬出入道路の最低幅員については、個別に判断することとする。

4 保管施設

廃棄物の保管施設は、原則として建築物内に設置すること。また、保管の方法及び能力については適切なものとする。

5 緑化

敷地面積の 20% 以上を周辺に対する緩衝緑地として緑化に努めること。

6 公害防止

公害関係法令等の適用対象外となる場合においても、これに準じて公害防止に努めること。

7 近隣説明等

(1) 施設設置者は、51 条建築物の計画が確定したときは、許可申請の 20 日以上前に、次に掲げる関係者に対して説明を行うこと。

イ 敷地境界線から周囲 30m 以内にある土地及び建物の所有者及び居住者。ただし、大規模な工場等の一部で処理を行う場合にあつては、当該処理に係る建築物から周囲 50m 以内にある土地及び建物の所有者及び居住者

ロ 当該敷地又は搬出入道路を区域に含む町内会等の地元組織の代表者

(2) 前項に規定する説明を行う際には、次に掲げる事項について説明を行うこと。ただし、ロからホに掲げる事項については、処理施設の場合に限る。

イ 建築計画及び工事に関する事項

ロ 処理を行う廃棄物の内容

ハ 処理の方法

ニ 処理能力及び処理予定量

ホ 収集先及び処分先の予定

ヘ 幹線道路からの搬出入経路

ト 公害対策及び保安上の計画

チ 施設の維持及び管理体制

リ 許可申請時期

ヌ その他必要な事項

卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設の位置の決定について

昭和 59 年 4 月 18 日

59 都計第 153 号

59 建指第 165 号

愛知県土木部長 市町村長
愛知県建築部長より 各事務所長あて
土木事務所長

このことについては、建築基準法第 51 条に取扱いが定められていますが、その運用については、下記のとおり定めましたので遺憾のないようにしてください。

また、各施設については、別添のとおり「卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設に関する計画標準」を定めましたので留意してください。

なお、本通知の施行に伴い、昭和 52 年 10 月 24 日付け 52 建指第 215 号・52 都計第 212 号の建築部長及び土木部長の連名通知は、廃止します。

記

1 都市計画決定するもの

次の施設は、原則として、都市施設として都市計画で定めるものとする。

- (1) 新たに立地するものでその設置者が国又は地方公共団体である施設
- (2) 都市計画決定されていない現施設の規模を拡大するもので、その設置者が国又は地方公共団体であり、かつ、建築部長と土木部長が協議して都市計画決定することが適切であると認めた施設

2 建築基準法第 51 条ただし書の適用をするもの

1 以外の施設

3 経過措置

本通知施行の際、既に前通知により手続が行われている施設については、本通知を適用しないことができる。

別 添

卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設に関する計画標準

第 1 計画方針

卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等の計画は、都市の総合的な土地利用計画に基づき、各種都市施設の一環として計画されるべきものであり、その位置の選定及び施設の計画にあたっては、周囲に及ぼす影響を十分考慮して都市における供給及び処理施設の総合的整備を図り、もって、住宅生活の向上に資するものとする。

第 2 関係法令等

- 1 都市供給処理施設は、都市計画法第 11 条第 1 項第 3 号及び第 7 号に「都市施設」として位置付けられており、建築基準法第 51 条の「卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置」の中で、その取扱いが示されている。その他の主な関係法令等は、次のとおりである。

なお、関係法令等の適用については、関係部局と十分調整を図ること。

| 供給処理施設 | 関係法令等 |
|--------|---|
| 卸売市場 | 卸売市場法 愛知県地方卸売市場条例 卸売市場整備基本方針 愛知県卸売市場整備計画 食品衛生法施行細則（愛知県） |
| 火葬場 | 墓地、埋葬等に関する法律 同施行細則（愛知県） |

| | |
|-------------------------|----------------------------------|
| と畜場 | と畜場法 同法施行細則（愛知県） |
| 汚物処理場 （し尿処理場） | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 し尿処理施設構造指針 |
| ごみ焼却場 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ごみ処理施設構造指針 |
| その他の処理施設 （産業廃棄物処理施設） | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 愛知県産業廃棄物処理計画 |

第3 計画

1 位置の選定

(1) 総則

- ア 各施設とも都市計画区域内に設置することを原則とする。
- イ 他の行政区域に隣接して設置する場合には、接する地方公共団体との調整を十分図ること。
- ウ 市街化調整区域に設置する場合には、設置予定地の土地利用規制に十分留意すること。
- エ 緑地保全地区、風致地区等優良な自然環境を保全する必要がある地域、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域等良好な住宅環境を保全する必要がある地域には、原則として設置しないこと。
- オ 主搬出入道路が整備されているか、又は、稼働予定年次までに整備される見通しのあること。
- カ 主搬出入道路は、施設関連交通量を含めた交通量に対応できる幅員を有する道路とし、原則として通学路と重複しないこと。
- キ 原則として付近に学校、病院等がないこと。
- ク 給水及び排水に支障がないこと。
- ケ 位置の選定にあたり、支障のある事項については、環境保全対策が完備されるなど、やむを得ないと認められる場合に、その程度に応じて基準を緩和することができる。

(2) 卸売市場

- ア 道路、鉄道又は港湾による輸送の便がよく、集荷搬出に便利な場所を選ぶこと。
- イ 原則として市街化区域内の商業系又は工業系（工業専用地域を除く。）用途地域に設置するように努めること。

(3) 火葬場

- ア 原則として人目に触れにくい場所を選ぶこと。
- イ 恒風の方向に対してなるべく市街地の風上を避けること。
- ウ 墓園と火葬場は併置しないこと。
- エ 付近 220 メートル以内に学校、病院、住宅等がないこと（墓地、埋葬等に関する法律施行細則）。
- オ 幹線道路、鉄道等から 20 メートル以上はなすこと（墓地、埋葬等に関する法律施行細則）。

(4) と畜場

- ア 道路又は鉄道による輸送の便のよい場所を選ぶこと。
- イ 市街化区域に設置する場合には、原則として工業系用途地域に設置すること。
- ウ 付近 100 メートル以内に学校、病院等がないこと（と畜場法施行細則）。

(5) 汚物処理場（し尿処理場）

- ア 市街化区域に設置する場合には、原則として工業系用途地域に設置すること。
- イ 原則として恒風の方向に対して、市街地の風上を避けること。

(6) ごみ焼却場

- ア ごみの搬入及び焼却後の残渣等の搬出に便利な場所を選ぶこと。
- イ 市街化区域に設置する場合には、原則として工業系用途地域に設置すること。
- ウ 原則として恒風の方向に対して、市街地の風上を避けること。

(7) その他の処理施設（産業廃棄物処理施設）

市街化区域に設置する場合には、原則として工業系用途地域に設置すること。

2 規 模

(1) 配 置

- ア 各施設は、施設ごとに極力集約すること。
- イ 隣接市町村との共同施設とするように努めること。
- ウ 卸売市場においては、「愛知県卸売市場整備計画」に基づき配置すること。

(2) 施設の敷地

将来の予想人口に対して、必要な敷地面積を確保し、増改築等を考慮した施設配置とすること。なお、この場合、各施設の敷地面積及び建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）は、それぞれおおむね別表によること。

(3) 供給又は処理能力の算定基準

各施設の必要供給処理能力は、原則として地域の実績に基づき定めること。
なお、この場合には関係部局との調整を十分に行うものとする。

3 設 計

(1) 総 則

- ア 敷地は、極力整形化に努めること。
- イ 各施設の建築物（管理棟等を除く。）は、敷地境界との間に適当な空地を保つように配置すること。
- ウ 敷地内の空地は、極力緑化し、原則として緑化率が 20 パーセント以上となるように配慮すること。また、周囲との調和を図り、修景に配慮すること。
- エ 敷地内に、機能に応じ十分な駐車場用地を確保すること。
- オ 必要な公害防止設備を設置し、周辺環境への影響を極力少なくするように努めること。
- カ 各施設の主な機能構成図を参考に示す（別図 1）〔略〕。

(2) 卸売市場

- ア 敷地内に十分な広さの積卸場及び駐車場を整備し、道路上の駐車が生じないようにすること。
- イ 特に、廃棄物処理及び排水処理対策に十分配慮すること。

(3) 火葬場

- ア 敷地内は、厳粛な場とするために極力緑化するとともに、修景施設を設置するよう配慮すること。
- イ 会葬者のための待合所及び駐車場の整備をすること。
- ウ 特に、悪臭防止及びばいじん除去対策に十分配慮すること。

(4) と畜場

- ア 家畜収容施設は、できるだけ敷地境界から隔離すること。
- イ 特に、排水処理対策に十分配慮すること。

(5) 汚物処理場（し尿処理場）

- ア 処理施設は、極力建屋内に収容するなど、悪臭防止及び景観に十分配慮すること。
- イ 建築物の地下化を図るなど、土地の立体的利用についても配慮すること。
- ウ 排水処理対策に十分配慮するとともに、放流口位置は、上水道の取水口の直上流を避けること。

(6) ごみ焼却場

- ア 焼却後の残渣及びダストが適正に処理されるように処理施設を確保すること。
- イ 特に、排ガス処理、排水処理及び悪臭防止対策に十分配慮すること。

(7) その他の処理施設（産業廃棄物処理施設）

- ア 敷地内は、周辺に緩衝緑地を設置するように配慮すること。
- イ 騒音及び振動防止、排ガス処理、排水処理、廃油処理、廃酸処理、廃アルカリ処理、

悪臭防止の対策等に十分配慮すること。

別 表

| 項目 施設名 | 規 模 算 定 | | 建ぺい率 |
|--|--|--|------|
| | 必要供給処理能力の算定 | 敷地規模の算定 | |
| 卸 売 市 場 | $x = 365 P \cdot y \cdot A / B$ x : 市場取扱量 (t/日) P : 供給対象人口 (人) y : 1人1日平均需要量 (t/人・日) A : 供給率 B : 1年平均開場日数 (日) 365 : (日) | 標準式 $S = 200 x$ 下限式 $S = 150 x$ S : 敷地面積 (㎡) x : 市場取扱量 (t/日) | 4/10 |
| 火 葬 場 | $x = P \cdot y \cdot A \cdot Z / B$ x : 火葬数 (体/日) P : 処理対象人口 (人) y : 1年平均死亡率 A : 火葬率 Z : 月最大変動係数 B : 1年平均稼働日数 (日) | 標準式 $S = 770 x$ 下限式 $S = 530 x$ S : 敷地面積 (㎡) x : 火葬数 (体/日) | 2/10 |
| と 畜 場 | x : と畜頭数 (頭/日) 豚換算 | 標準式 $S = 70 x$ 下限式 $S = 50 x$ S : 敷地面積 (㎡) x : と畜頭数 (頭/日) (豚換算) | 2/10 |
| 汚 物 処 理 場 (し 尿 処 理 場) | $x = 365 P \cdot y \cdot A \cdot Z / B$ x : 計画処理量 (kl/日) P : 計画処理人口 (人) y : 1日平均排出量 (kl/人・日) A : 処理率 Z : 月最大変動係数 B : 1年平均稼働日数 (日) 365 : (日) | 標準式 $S = 320 x^{0.82}$ 下限式 $S = 230 x^{0.82}$ S : 敷地面積 (㎡) x : 計画処理量 (kl/日) | 2/10 |
| ご み 焼 却 場 | $x = 365 P \cdot y \cdot A \cdot Z / B$ x : ごみ処理量 (t/日) P : 処理対象人口 (人) y : 1人1日平均ごみ排出量 (t/人・日) A : 処理率 Z : 月最大変動係数 B : 1年平均稼働日数 (日) 365 : (日) | 標準式 $S = 320 x^{0.73}$ 下限式 $S = 240 x^{0.73}$ S : 敷地面積 (㎡) x : ごみ処理量 (t/日) | 2/10 |

「卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設の 位置の決定について」の運用について（通知）

昭和 59 年 4 月 18 日
事 務 連 絡

愛知県土木部都市計画課長 市町村担当部局長
愛知県建築部建築指導課長より各県事務所担当課長あて
土木事務所担当課長

このことについては、昭和 59 年 4 月 18 日付け 59 都計第 153 号・59 建指第 165 号の土木部長及び建築部長の連名通知（以下「部長通知」という。）に基づき決定又は許可の取扱いを定めていますが、この運用は、下記のとおり定めましたので遺憾のないようにしてください。

なお、本通知の施行に伴い、昭和 55 年 3 月 31 日付け建築部建築指導課長及び土木部都市計画課長の連名通知は、廃止します。

記

- 1 部長通知記 1 (1) の「その設置者が国又は地方公共団体である施設」については、「地方公共団体が過半の出資をして設置する施設」を含むものとして取扱うこと。
- 2 部長通知記 1 (2) の「建築部長と土木部長が協議して都市計画決定することが適切であると認めた施設」とは、「拡大後の規模のいずれかが、従前における規模の 3 倍を超える施設」をいうものとする。ここでいう「規模」とは、下記のとおりとする。

| 施設名 | 規模 |
|----------------------|---------------|
| 卸売市場、火葬場、と畜場 | 延べ面積の合計又は敷地面積 |
| 汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設 | 処理能力又は敷地面積 |

ただし、都市の総合的土地利用計画及び周辺に及ぼす影響を特に配慮することが必要であると認められる施設については、部長通知に基づき協議し、決定又は許可の取り扱いをすること。

- 3 部長通知記 2 の「1 以外の施設」は、下記の施設とする。
 - (1) 昭和 35 年 1 月 25 日付け建設計発第 29 号「卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設に関する建築基準法第 54 条の規定の取扱いについて」記 2 に該当する施設。
 - (2) 新たに立地するもので、建築基準法施行令（以下、「政令」という。）第 130 条の 2 に定める規模以上であり、かつ、その設置者が国及び地方公共団体以外であるもの。
 - (3) 現施設の規模の拡大するもので、政令で定める規模以上であり、かつ、その設置者が国及び地方公共団体以外であるもの。
 - (4) 現施設の規模の拡大するもので、政令で定める規模以上であり、かつ、その設置者が国及び地方公共団体で、別に建築部長と土木部長が協議して都市計画決定することが適切であると認めた施設以外のもの。

建築基準法第51条ただし書許可基準

愛知県知事が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第51条ただし書の規定により許可する場合の基準は、次に定めるとおりとする。

第1 用語の定義

この許可基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 幹線道路 供用が開始されている幅員20m以上かつ4車線以上の道路をいう。
- 二 住居系用途地域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。
- 三 既存集落 住宅等の敷地が直線距離で5.5m以内ごとに連なっているもので、その戸数の合計が45戸以上となるものをいう。
- 四 住宅等 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿をいう（これらの用途以外の用途に供する部分を有する建築物を含む。）。
- 五 静穏な環境を必要とする施設 学校、病院、図書館、博物館、美術館、診療所及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等その他これらに類する建築物並びに公園その他これに類する施設をいう。
- 六 公園 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び同条第3項各号に掲げるものをいう。
- 七 鉄道線路 鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第9条第1号に掲げるものをいう。
- 八 緑化区域 樹木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地をいう。なお、樹木を植栽する場合は次に掲げる植栽密度とすること。
 - （1）成長樹高が概ね10m以上になる高木を植栽する場合は10㎡に1本以上
 - （2）成長樹高が概ね5m程度の低木を植栽する場合は10㎡に3本以上

九 主たる搬出入道路 原則として搬出入に使用する道路のうち搬出入口から搬出入車両の通行量が分散する交差点までの部分をいう。

十 緩衝帯 計画段階で予期できない騒音、振動等が発生した場合、公害対策を行うために敷地内に設ける空地をいう。

十一 廃棄物処理 搬入後の保管場所から搬出前の保管場所に至るまでの廃棄物の運搬及び処理する各工程をいう。

第2 対象施設

一 法第51条に掲げるごみ焼却場

二 廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。）第5条第1項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

三 廃掃法施行令第7条第1号から第13号の2に掲げる産業廃棄物処理施設

四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に掲げる廃油処理施設

第3 位置の基準

一 対象施設の敷地は工業地域、工業専用地域又は用途地域の指定のない区域（市街化調整区域）内であること。

二 対象施設の敷地は以下に掲げるものから100m以上離れていること。ただし、対象施設の敷地との間に幹線道路又は鉄道線路があり公害防止上支障がない場合は、この限りではない。

（1）住居系用途地域

（2）既存集落（工業地域及び工業専用地域にあるものを除く。）

（3）静穏な環境を必要とする施設の敷地

第4 道路の基準

一 敷地の搬出入口が面する道路の幅員は敷地面積に応じて下表の数値以上とすること。ただし、交通安全上支障がないと判断できる場合はこの限りではない。

| 敷地面積 | 道路幅員 |
|---------|------|
| 0.3ha以上 | 9m |
| 0.3ha未満 | 6m |

二 道路の拡幅により前号の規定を満足しようとする場合は当該幅員以上の道路に接続するまでこれを行うこと。

三 主たる搬出入道路は通学路と相当の区間にわたって重複しないこと。ただし、ガードレール等により物理的に歩道と車道が分離されている場合はこの限りでないが、通学路部分における搬出入車両の運行は児童の登下校に支障がないよう努めること。

第5 施設整備の基準

一 緑化区域は、敷地面積に対して20%以上とすること。

二 敷地は、廃棄物処理上及び車両通行上、支障がない形状であること。

三 公害防止対策について、以下に掲げる対策を行うこと。

(1) 敷地境界線に沿ってその内側に敷地面積に応じて下表の数値以上の緩衝帯を設けること。ただし、敷地面積が1.0ha以上の場合、緩衝帯幅と同規模以上で行政庁の管理に属する緑地、河川、水路、池沼、海及び道路並びに鉄道線路が隣接している部分については、その部分の緩衝帯の幅を1/2とすることができる。また、搬出入口等及び廃棄物処理を行わず通行の用のみに供する路地状部分は緩衝帯を設けないことができる。

なお、緩衝帯部分には公害防止上有効な塀、附属建築物及び緑化区域の樹木等を配置することができる。

| 敷地面積 | 緩衝帯の幅員 |
|------------------|--------|
| 1.0ha未満 | 1m |
| 1.0ha以上1.5ha未満 | 4m |
| 1.5ha以上5.0ha未満 | 5m |
| 5.0ha以上15.0ha未満 | 10m |
| 15.0ha以上25.0ha未満 | 15m |
| 25.0ha以上 | 20m |

(2) (1)における緩衝帯の他、公害防止対策を万全に行うこと。

四 廃棄物処理に使用する車両の駐車場を敷地内に確保すること。また、その他所要の駐車場を敷地内に確保するよう努めること。

五 搬出入口は、交差点（2以上の道路の幅が6 m以上のものに限る。）から5 m以内の部分（中央分離帯のある道路にあっては、その道路のうち丁字路の交差点において他の道路と交差しない側の部分を除く。）に設けてはならない。

第6 事前調整・説明等

次に掲げる事前調整・説明等を許可申請前に実施すること。

一 対象施設の設置に必要な他法令の許可等に係る調整（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等）。

二 対象施設の敷地が存する市町村に対する事業計画の概要に関する事前説明。なお、敷地が他の市町村に接する場合など、必要に応じて隣接する市町村に対しても行うこと。

三 次に掲げる者に対する事業計画の概要に関する事前説明。ただし、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成15年愛知県条例第2号）第9条に基づく説明会を行った場合はこの限りではない。

（1）対象施設の敷地境界線から30 m以内の居住者、土地の所有者・権利者及び建築物の所有者・権利者（対象施設の敷地が工業専用地域である場合は除く。）

（2）対象施設の敷地を区域に含む自治会等地元組織の代表者（対象施設の敷地が工業地域又は工業専用地域である場合は除く。）

第7 特例

この基準の施行日以前に許可を受けた対象施設で許可内容の変更を行うとき、都市計画上支障がないと認められる場合は、この基準によらないことができる。

附 則（平成28年3月22日）

一 この基準は平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日）

一 この基準は平成29年2月1日から施行する。

6. 関係法令

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号 抜すい）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第 51 条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号 抜すい）

（位置の制限を受ける処理施設）

第 130 条の 2 の 2 法第 51 条本文（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 5 条第 1 項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）
- 二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
 - イ 廃棄物処理法施行令第 7 条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設
 - ロ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第十四号に掲げる廃油処理施設

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

第 130 条の 2 の 3 法第 51 条ただし書（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、田園住居地域及び工業専用地域以外の区域内における卸売市場の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第四号に該当するものを除く。）

延べ面積の合計（増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の延べ面積の合計）が 500 m²以下のもの
- 二 汚物処理場又はごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第五号に該当するものを除く。）

処理能力（増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力）が 3,000 人（総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあつては、1 万人）以下のもの
- 三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第六号に該当するものを除く。）

1 日当たりの処理能力（増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

 - イ 汚泥の脱水施設 30 m³

- ロ 汚泥の乾燥施設(ハに掲げるものを除く。) 20 m³
- ハ 汚泥の天日乾燥施設 120 m³
- ニ 汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物(廃ポリ塩化ビフェニル等(廃棄物処理法施行令第2条の4第五号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下この号において同じ。))又はポリ塩化ビフェニル汚染物(同号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下この号において同じ。))を処分するために処理したものをいう。以下この号において同じ。)の焼却施設 10 m³
- ホ 廃油の油水分離施設 30 m³
- ヘ 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設 4 m³
- ト 廃酸又は廃アルカリの中和施設 60 m³
- チ 廃プラスチック類の破碎施設 6 トン
- リ 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設 1 トン
- ヌ 廃棄物処理法施行令第2条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限り。)又はがれき類の破碎施設 100 トン
- ル 廃棄物処理法施行令別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設 4 m³
- ヲ 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設 6 m³
- ワ 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 8 m³
- カ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設 0.2 トン
- ヨ 廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 0.2 トン
- タ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設 0.2 トン
- レ 焼却施設(ニ、ヘ、リ及びカに掲げるものを除く。) 6 トン

四 法第51条ただし書の規定による許可を受けた卸売市場、と畜場若しくは火葬場の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の延べ面積の合計がそれぞれイ若しくはロに掲げる延べ面積の合計の1.5倍以下又は750 m²以下のもの

- イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の延べ面積の合計
- ロ 初めて法第51条の規定の適用を受けるに至

つた際の延べ面積の合計

五 法第 51 条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第 3 条第 2 項の規定により法第 51 条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の 1.5 倍以下又は 4,500 人（総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあつては、1 万 5,000 人）以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 初めて法第 51 条の規定の適用を受けるに至つた際の処理能力

六 法第 51 条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第 3 条第 2 項の規定により法第 51 条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の 1.5 倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の 1.5 倍以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 初めて法第 51 条の規定の適用を受けるに至つた際の処理能力

2 特定行政庁が法第 51 条ただし書の規定による許可をする場合において、前項第四号から第六号までに規定する規模の範囲内において、増築し、又は用途を変更することができる規模を定めたときは、同項の規定にかかわらず、その規模を同条ただし書の規定により政令で定める規模とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号 抜すい）

（産業廃棄物）

第 2 条 法第 2 条第 4 項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 （略）

二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

三 ～ 十三 （略）

（特別管理産業廃棄物）

第 2 条の 4 法第 2 条第 5 項（ダイオキシン類対策特別措置法第 24 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一 ～ 四 （略）

五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。）

イ 廃ポリ塩化ビフェニル等（廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油をいう。以下同じ。）

ロ～ル （略）

六 ～ 十一 （略）

（一般廃棄物処理施設）

第 5 条 法第 8 条第 1 項の政令で定めるごみ処理施設は、1 日当たりの処理能力が 5 トン以上（焼却施設にあつては、1 時間当たりの処理能力が 200 キログラム以上又は火格子面積が 2 m²以上）のごみ処理施設とする。

2 （略）

(産業廃棄物処理施設)

第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

- 一 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力が10 m³を超えるもの
- 二 汚泥の乾燥施設であつて、1日当たりの処理能力が10 m³（天日乾燥施設にあつては、100 m³）を超えるもの
- 三 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1日当たりの処理能力が5 m³を超えるもの
 - ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
 - ハ 火格子面積が2 m²以上のもの
- 四 廃油の油水分離施設であつて、1日当たりの処理能力が10 m³を超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）
- 五 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）
 - イ 1日当たりの処理能力が1 m³を超えるもの
 - ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
 - ハ 火格子面積が2 m²以上のもの
- 六 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1日当たりの処理能力が50 m³を超えるもの
- 七 廃プラスチック類の破碎施設であつて、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの
- 八 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの
 - ロ 火格子面積が2 m²以上のもの
- 八の二 第2条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設であつて、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの
- 九 別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- 十 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- 十の二 廃水銀等の硫化施設
- 十一 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 十一の二 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- 十二 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- 十二の二 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
- 十三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
- 十三の二 産業廃棄物の焼却施設（第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
 - ロ 火格子面積が2 m²以上のもの
- 十四 （略）

別表第3の3(第6条、第7条関係)

- 一 水銀又はその化合物
- 二 カドミウム又はその化合物
- 三 鉛又はその化合物
- 四 有機^{リン}化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒^ヒ素又はその化合物
- 七 シアン化合物

- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 1、2-ジクロロエタン
- 十四 1、1-ジクロロエチレン
- 十五 シス-1、2-ジクロロエチレン
- 十六 1、1、1-トリクロロエタン
- 十七 1、1、2-トリクロロエタン
- 十八 1、3-ジクロロプロペン
- 十九 チウラム
- 二十 シマジン
- 二十一 チオベンカルブ
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン又はその化合物
- 二十四 有機塩素化合物（ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビニル（共重合物を含む。）、ポリ塩化ビニリデン（共重合物を含む。）、ポリクロロブタジエン、ポリエチレン塩素化合物その他環境省令で定めるものを除く。）
- 二十五 銅又はその化合物
- 二十六 亜鉛又はその化合物
- 二十七 弗^フ化物
- 二十八 ベリリウム又はその化合物
- 二十九 クロム又はその化合物
- 三十 ニッケル又はその化合物
- 三十一 バナジウム又はその化合物
- 三十二 フェノール類
- 三十三 1、4-ジオキサン

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号 抜すい）

（定義）

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十三 （略）

十四 廃油処理施設 廃油の処理（廃油が生じた船舶内でする処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廃油処理設備」という。）の総体をいう。

十五～十八 （略）